

うきは市学業継続支援給付金のご案内



新型コロナの影響で学生のアルバイト等の活動が制限され、収入が減少しています。
それでも学業の継続に励む高校生、大学生、短大生、専門生、高専生の生活を支えているうきは市在住のひとり親家庭等（※1）を、うきは市が支援します！

令和2年9月1日を基準日に、高校生・大学生・短大生・専門学校生・高等専門学校生の子を持つうきは市に居住するひとり親家庭等（※1）が、申請することが出来ます。大学、短大、専門学校：10万円 高校：5万円が、支給額で、高等専門学校は、1～3年が5万円、4・5年が10万円となります。

申請に必要な書類は、

- ◆学業継続支援給付金給付申請書
- ◆申請者と、対象となる子のそれぞれの戸籍謄本（申請者と同一の戸籍の場合、子のみの分は不要）
- ◆対象となる子の在学証明書（学生証の写しは不可）
- ◆申請者が市税で滞納が無いことの証明書
- ◆申請者名義の通帳のコピー（可能な場合）



（※1）「ひとり親家庭等」とは？

母子家庭の母と学生、父子家庭の父と学生、父母のいない学生と養育者等です。
ご不明な点については、男女共同参画センターへお問い合わせください。詳細については、ケースごとに確認します。

12/28までに
申請書提出(必着)

書類に不備があった場合は、必要に応じ書類の修正・資料の再提出等のやりとり

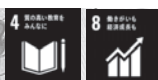
支給決定後、
通知書発送

随時口座へ振込み

申請書類は、男女共同参画センター・分室（うきは市民センター分館U-BiC 2階）、市民生活課（うきは市役所1階）、浮羽市民課（うきは市民センター2階）に置いています。
※うきは市または男女共同参画センターホームページからもダウンロードできます。

- 申請・問合せ 男女共同参画センター・だんだん 分室（うきは市民センター別館U-Bic 2階）
☎77-2661 E-mail danjo@city.ukiha.lg.jp（9時～17時／水・日・祝は閉館）
- ★男女共同参画センターは、土曜日開館（水曜日休館）しています。

～副業・兼業を始める時に知っておきたい税金の話～ 「副業・兼業税金セミナー」を開催します!!



「働き方改革」を踏まえ、国が副業・兼業の普及促進をしてるけど、税金のことって難しい。。。そんな方を対象に「副業・兼業税金セミナー」を開催します。

- ◆日時 令和2年11月28日（土）10:00～11:30
※セミナー終了後個別相談あり。ご相談希望の方は事前にご連絡ください。
- ◆会場 うきは市民センター別館U-BiC 2Fセミナールーム（うきは市浮羽町朝田582-1）
- ◆講師 野中成利税理士事務所 野中成利氏
- ◆受講料 無料
- 申込・問合せ うきはブランド推進課商工振興係 ☎76-9095

